

狭山市指定文化財

堀兼神社隨身門および二神像修復事業報告書

埼玉県狭山市教育委員会



二神像 修復後



二神像 修復前

例 言

- 一、本書は、狹山市指定文化財「堀兼神社の隨身門および二神像」の「二神像」についての修復事業の報告書である。「二神像」は、宗教法人 堀兼神社（代表役員新井俊邦）の隨身門内に安置されていたものである。
- 二、本書の寸法の単位は、ミリメートルである。
- 三、二神像の修復は埼玉県ふじみ野市に工房を構える小塚工房が担当した。修復を小塚友彦氏が行い、文様・彩色は小塚桃恵氏が中心に担当した。
- 四、本書の編集は、狹山市教育委員会が行った。
- 五、編集にあたっては、修復作業を担当した小塚工房の小塚友彦氏に提出していただいた報告書を中心に、狹山市教育委員会社会教育課文化財担当三ツ木康介が一部加筆等を行った。
- 六、本書の写真は、小塚氏撮影のものを使用している。
- 七、本書の図版は小塚氏作成のもの以外は狹山市教育委員会社会教育課が作成した。
- 八、本書をまとめるにあたり、次の機関及び諸氏から御指導・御協力をいただいた。
堀兼神社（総代室岡孝志）、狹山市文化財保護審議委員（林宏一、岩本克昌）（敬称略・順不同）

目次

口絵	1
二神像（修復後）	
二神像（修復前）	

例言

I	文化財の概要	1
1	狭山市の指定文化財	1
2	堀兼神社隨身門および二神像の指定	1
3	形状と構造	2
4	法量	4
II	堀兼神社の沿革と二神像	5
III	修復に至る経緯	6

IV	修復等報告	8
----	-------	---

1	損傷状態	8
2	修復および彩色内容	9

V	修復後記	11
---	------	----

別表	使用した消耗品等一覧	12
----	------------	----

挿図目次

図 1	堀兼神社位置図	5
-----	---------	---

図版目次

1	修復後	左大臣（正面）
2	修復後	左大臣（背面）
3	修復後	矢大臣（正面）
4	修復後	矢大臣（背面）
5	修復前（全面）	
6	修復前（背面）	
7	埃落とし	
8	彩色除去	
9	彩色除去後	左大臣（顔）
10	彩色除去後	矢大臣（顔）
11	左大臣（顔）	破損状況
12	矢大臣（顔）	破損状況
13	両大臣の接合釘の除去	
14	左大臣解体状況	
15	矢大臣解体状況	
16	破損状況 1	
17	破損状況 2	

18	台座の彩色除去	
19	左大臣台座裏側の墨書き	
20	各部材の修復状況	
21	組立状況	
22	修復後（左大臣）	
23	修復後（矢大臣）	
24	追加作業	
25	下地作り	
26	文様の検討	
27	持物等修復および彩色	
28	文様・彩色	
29	文様等の比較（修復前）	
30	文様等の比較（修復後）	
31	仕上げ	
32	再安置	

I 文化財の概要

1 狭山市の指定文化財

狭山市には、現在、一件の国登録有形文化財と八件の埼玉県指定文化財、二件の埼玉県選定重要遺跡、そして五〇件の市指定文化財がある。

指定文化財の種類は以下のとおりである。各種類の内容については市ホームページの指定文化財を参照していただきたい。

指定	種別	数量
1 県	有形文化財・工芸品	一件
2 県	有形文化財・古文書	一件
3 県	無形民俗文化財	二件
4 県	史跡・旧跡	二件
5 県	天然記念物	二件
6 市	有形文化財・建造物	四件
7 市	有形文化財・絵画	八件
8 市	有形文化財・彫刻	八件

9 市	有形文化財・工芸品	五件
10 市	有形文化財・書跡	一件
11 市	有形文化財・古文書	一件
12 市	無形文化財	一件
13 市	無形民俗文化財	八件
14 市	有形民俗文化財	三件
15 市	史跡	九件
16 市	天然記念物	一件
17 市	考古資料	一件
18 国登録	有形文化財・建造物	一件
19 県選定	重要遺跡	三件

2 堀兼神社隨身門および二神像の指定

昭和五十七年から五十八年にかけて、市内の悉皆調査を市文化財保護審議会が中心となり行なった。この調査により、社寺が所有する建造物や絵画、彫刻、工芸品等が調査され、地域の歴史や文化と深いかわりを持つ文化財が数多く見つかった。これらの調査結果を昭和五十九年三月に「狭山市の社寺誌」としてまとめ、刊行した。堀兼

神社隨身門および二神像も当時に調査され、その後、市内唯一の隨身門であることから、市にとって重要な文化財であることが確認され、昭和六十一年十一月一日付で市指定文化財・建造物に指定された。

種別 有形文化財（建造物）

指定年月日 昭和六十一年十一月一日

指定名称 隨身門および二神像

員数 一棟

所在地 狭山市大字堀兼二二二一

所有者 宗教法人堀兼神社（代表役員 新井俊邦）

3 形状と構造

（一）二神像

【形態】

左大臣が阿形をとる老隨身で、矢大臣が吽形をとる壮年隨身である。ともに椅子に座っている半跏趺坐座である。

装束は武官束帯。冠をかぶり、おいかけを付け、左大臣が人中および顎に髭を蓄え、矢大臣が人中に髭を蓄えている。上衣は闕腋

袍、袴を付け、沓を履き、左手に弓、右手に箭を執り、背に鞆を負っている。

修復するにあたり、彩色や文様、顔などが左大臣と矢大臣で逆になっていることが発覚したため、修復にあたり正しい表現になるように修正した。

【彩色・文様】

左大臣の袍は青を主体とし、円に黄土色で鳳凰と思われる文様が胸、両肩、両袖に配され、その周りを唐草紋が配されていた。

矢大臣の袍は赤を主体とし、円に黄土色で龍と思われる文様が胸、両肩、両袖に配され、その周りを雲文様が配されていた。袖口は左大臣が桃色、矢大臣が青に塗られていた。

袴は左大臣が白地に金の市松模様、矢大臣が金地に黒の市松模様を配していた。

修復するにあたり、全体的に文様が簡素化されているのが見て取れることや、二神像が彩色された当初の文様の記録等がないことから、所有者や文化財保護審議委員と協議し、修復後の文様は精緻なものにすることとなった。また、袴の文様についても両大臣ともに白地に金の市松模様に変更した。

【材質構造】

赤松材の一木造りで、内刳は施されていない。二像とも彩色が施された彩色像である。

持物やダボには別材が使用されており、老懸には桐材、矢筒には杉材、平ダボには桜が使用されていると思われる。

(二) 台座

【形状】

框、椅子を配置している。

【彩色・文様】

框座は特に文字や文様はなく、上半分が赤に塗られ、下半分が黒に塗られている。

椅子は虎皮を簡易化したものが描かれているが、虎皮の表現方法に相違がみられる。

修復後は、簡易的だった虎皮の表現を精緻にした。

【品質構造】

框座、椅子ともに四方組み寄せ。

4 法量

(単位はミリメートル)

【左大臣本体】		
総高	・	1675
像高	・	1258
髪際高	・	1097
頂上顎	・	390
髪際顎	・	230
耳張り	・	171
面張り	・	134
面奥	・	179
肩張り	・	384
肘張り	・	1280
胸奥	・	184
腹奥	・	215
裾奥	・	556
裾張り	・	665
足先開き	内側	110
足先開き	外側	174

【左大臣椅子】		
高さ	・	486
幅	・	895
奥	・	710
【左大臣框座】		
高さ	・	230
幅	・	890
奥	・	712

【矢大臣本体】		
総高	・	1690
像高	・	1290
髪際高	・	1073
頂上顎	・	360
髪際顎	・	198
耳張り	・	169
面張り	・	136
面奥	・	157
肩張り	・	355
肘張り	・	1320
胸奥	・	175
腹奥	・	202
裾奥	・	520
裾張り	・	754
足先開き	内側	210
足先開き	外側	305

【矢大臣椅子】		
高さ	・	490
幅	・	911
奥	・	692
【矢大臣框座】		
高さ	・	230
幅	・	913
奥	・	696

Ⅱ 堀兼神社の沿革

市指定文化財「隨身門および二神像」がある堀兼神社は、市の南東部に位置し、大字堀兼二二二に所在する。

堀兼地区は江戸時代の三富新田開発に伴い開村した堀兼村から人が生活し始めた地域である。それ以前は原野で特に開発はされていなかったと考えられる。地質や水脈の関係から水を得るのが難しく、井戸を掘削するのにも「掘り難い」ことから「堀兼」の地名が付けられたと考えられている。堀兼の地名は平安前期女流歌人である伊勢により「井は堀兼の井 走井は逢坂なるがをかしき 山の井 さしも浅きためしになりはじめけん」と詠まれている。

堀兼神社は慶安三年（一六五〇）に三富新田開発を進めていた川越藩主松平伊豆守信綱が家臣長谷川源左衛門尉遂能に命じ社殿を建立したことが棟札の石碑に残されている。境内には県の旧跡として指定されている堀兼之井も所在し、神社の前面道路は東山道武蔵路の枝道と推定されている。

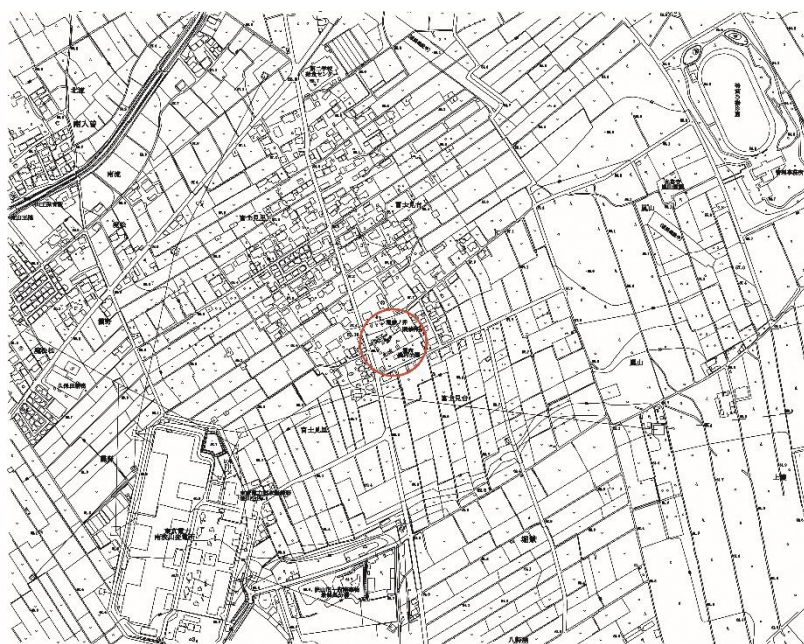


図1 堀兼神社位置図

Ⅲ 修復に至る経緯

堀兼神社の隨身門および二神像は、市内で唯一の隨身門と二神像であり、また、堀兼神社自体が前述の通り、江戸時代の三富新田開発の流れで開村した堀兼村に領主であった松平伊豆守信綱が部下に命じて建立した神社であることから、地域史にとって重要な文化財である。

このことから、昭和六十一年十一月一日に市指定文化財に指定されている。

令和三年

二神像の修復前に隨身門の屋根の銅版が林立している樹木からの落下物等により破損し、屋根内部に雨水等が入り込み腐食していたため、屋根の修繕を実施した。屋根の修繕に伴い、二神像の状態を確認したところ、持物の一部が破損や、腕の一部が接合部からの落下、塗布されている彩色のひび割れや剥落が確認された。

屋根の修繕後に二神像の修復も行い、市の補助金も活用したいと氏子会から相談があり、市役所内部にて予算の調整等を行い令和四年度に剥離が進んでいる箇所を補修する現状維持修復を実施する方向で事業化を行った。

令和四年五月

現状維持修復という内容で入札を実施するため、四社に関連書類を送付したが、四社すべてから辞退の連絡がある。

令和四年六月

市文化財保護審議委員二名に経緯等を相談し、「現状の二神像の状態では現状維持修復は難しく、彩色を除去し像の修復を行ってから、文様や彩色を施した方が良く、また期間も一年では難しい」との助言をいただく。

これを受け、堀兼神社の氏子会三役と協議した結果、一年目は現在の彩色の除去と像の修復、二年目に文様や彩色を施す工程に変更することについて合意し、計画の変更を行う。

令和四年八月

二神像の修復についての入札を行う。入札の結果、小塚工房が修復作業を受けることが決定される。

令和四年九月

現状変更届等の書類の提出後、二神像は小塚工房に運搬される。

二神像の彩色除去および像の修復作業が開始される。

令和四年十月

小塚工房から想定以上の像の破損等の報告があり、追加作業が必要と報告がされる。追加作業内容について、氏子会や文化財保護審議委員に確認し、追加作業内容が認められる。

令和五年二月

修復の途中経過と像の現状報告が堀兼神社社務所で行われた。出

席者は、小塚工房、氏子会三役、文化財保護審議委員、市職員の計六名であった。いくつかの質疑があったが、修復内容はおおむね問題なく、承認された。

令和五年三月

令和四年度の修復の大部分は終了し、追加作業を含め一部の修復は翌年度に繰り越された。

令和五年四月

追加作業を含め、引き続き修復作業を小塚工房で行う。

令和五年六月

狭山市文化財保護審議委員二名と社会教育課職員で修復作業についての視察を小塚工房で行う。

令和五年八月

堀兼神社随神門にて、退色実験用に板を設置し、経過観察を行う。

令和五年十月

二神像の採色案を小塚工房より提示され、神社、市で内容を確認し図柄等を決定する。

令和五年十二月

二神像の構造や材の状況から当初想定していた作業内容から追加工程が増えたことにより今年度中での修復完了が困難となったため神社、小塚工房、市で協議を行い、令和六年九月末まで修復期間を延長する。

令和六年三月

令和五年度の修復が終了した。

令和六年四月

昨年度に引き続き、細かい修復部分と再彩色の作業について、引き続き小塚工房で行う。

令和六年八月

狭山市文化財保護審議委員二名と社会教育課職員で彩色作業についての視察を小塚工房で行い、細かい採色について助言を行う。

令和六年九月二十八日

修復等が終了した二神像を随神門内に安置する。

IV 修復等報告

1 損傷状態

【本体・彩色時】

- ・全体に汚れ・埃が付着していた。
- ・左大臣の左目玉眼が割れていた。
- ・左大臣の弓の弦が消失していた。
- ・左大臣の左手が脱落していた。
- ・矢大臣の左右両手が脱落していた。
- ・左大臣と矢大臣の頭部が逆であった。
- ・素地から胡粉下地が剥離・剥落していた。
- ・左大臣と矢大臣の彩色等が逆になっていた。

【本体・彩色除去後】

- ・左右両大臣ともに、芯持の部材を内割り無しで使用しているため、大小無数のひび割れがあった。
- ・左右両大臣ともに、虫食いの穴が多数見つかった。
- ・左右両大臣ともに、頭部右側に焦げ跡が見つかった。

・左大臣の頭部の一部に樹液の染み出しがあり、木地内部より彩色層を突き抜け浸出していた。

・左大臣の後裾の裏側下部に漆、上部に墨のようなものを試し塗りした形跡があった。

・左大臣の玉眼周りの損傷が激しく、裏から木を当てた後、木尿を充填していた。

・玉眼の曲面が彫りの形状と合っておらず、隙間が生じていた。

・和釘・洋釘・鍔などが一体あたり約二百本使用され、重量のある部材を繋ぎ止めていた。

・矢大臣の玉眼が両目ともに割れていた。

【持物】

- ・全体に汚れ・埃が付着していた。
- ・左大臣、矢大臣ともに弓の弦が切れていた。
- ・矢羽根や小刀の彩色が剥離・剥落していた。

【台座】

- ・全体に汚れ・埃が付着していた。
- ・彩色の一部が剥離・剥落していた。

2 修復および彩色内容

(一) 修理方針

本像は台座裏側に墨書きされていた修復履歴を見るに、江戸時代後期以前の作品と考えられる。

修復前に表面を覆っていたのは、平成八年三月に修理された近代のものであった。

なお、墨書きされた塗り替え履歴は、万延元年庚申（一八六〇）、明治四十一年（一九〇八）、昭和四十四年四月（一九六九）、平成八年三月（一九九六）の四回である。

前回の彩色の剥離・剥落がひどく、また、本体が丸太材を寄せて作られているため、部材の割れが顕著に見られた。彩色の剥離・剥落は風化だけでなく、部材の割れも要因として大きいことから、本体の割れの修復し、再度彩色を施す方針で進めた。

また、彩色・文様については、前回の修復が前々回の修復の写真と違うことから、造立当初の彩色・文様は不明で、現在の彩色・文様は後年からの後付けである可能性が高い。よって、今回の彩色・文様は、堀兼神社の建立背景を鑑み、彩色は川越市に現存する江戸時代の隨身像を参考にし、文様は簡素化されていた龍や鳳凰、唐草、雲、また台座の虎皮などの文様彩色を明確化していく方針で進めていくこととなった。

(二) 施行内容

（令和四年度）

- 一 全体の汚れ・埃を掃除した。
- 二 本体、台座ともに、現状の彩色層を除去した。
- 三 本体の各部材をいったんすべて解体し、鉄釘や鉄銼を除去した。

四 解体した各部材を再度清掃した。

五 欠けや割れ、釘穴、大き目の虫食い等を檜材で埋めた。

六 部材の深くまで虫に食われている部分や、ひび割れの奥にはパラロイドB72を注入し材質を強化した。パラロイドB72は虫食い穴やひびの奥に浸透するようにするため、当初は5%の濃度から使用し、徐々に濃度を上げ、最終的には最高20%の溶剤を注入した。なお、溶剤がはみ出した部分についてはアセトンで除去した。

七 細やかな欠け、ひび割れ等を木屎漆で充填した。

八 必要に応じて虫蝕孔を木屎漆で補充・整形した。

（令和五年度）

一 左大臣、矢大臣の玉眼部の修復を行った。玉眼はガラス製から水晶製（加工…山梨県甲斐市）に置換した。

二 玉眼の取り付け及び裏側からの開眼を行なった。

三 各部材の接合を平ホゾと酢酸ビニル樹脂で圧着する。強度が不十分な場合は竹釘や木ネジを使用する。膝先の接合に

平ホゾが無かったため、新たな平ホゾを作成した。

四 首の接合は首がずれないように差首の部分に木材を張り調整する。手首、老懸、矢筒等の後付けの部材に竹製のダボを仕込んだ。

五 各部材組み立て後、剥ぎ目に木屎漆を充填した。

六 剥ぎ目及び檜材で埋めたひび割れの表面に糊漆で布張りを施した。

七 彩色にあたり、像の安置場所での胡粉下地の強度実験を行った。

八 文化財保護審議委員の助言に伴い筭の新調を行った。

九 文様・彩色の素案を作成し、堀兼神社氏子三役や文化財保護審議委員に確認し、文様・彩色を決めた。

十 上衣布の文様は元々施されていた龍、鳳凰、唐草、雲を施した。前回の文様がかなり簡略化されたものだったため、日本文様類集などを参考に描いた。

袴は左大臣が白金の市松模様、矢大臣が黒金の市松模様になっていたが、近隣の二神像を参考に両大臣ともに白金の市松模様に統一した。

彩色は基本現在の彩色を基にしたが、矢大臣の上衣は青藍色だが、江戸時代後期の歴史的背景から濃浅葱色に変更した。

十一 胡粉下地を像全体に施し、文様・彩色を施した。

十二 台座の文様も虎皮を簡素化して描かれていたが、明確化して描きなおした。

(令和六年度)

一 令和五年度に引き続き、像および台座の文様・彩色を施した。

二 持物等の修復、彩色を行った。

三 袖の糸結びの表現について、修正した。

四 修復及び彩色が終了し、堀兼神社に納品した。

V 修復後記

堀兼神社二神像の修復を小塚工房が請け負うことになり、丸二一年かけて修復作業を完遂することができました。当初の予定より一年工期を延長していただいた訳ですが、それには想定外の御像の構造が大きな要因としてありました。それは堀兼神社二神像の特殊な造像方法にあります。通常、等身以上の木彫像であれば寄木技法を駆使しながら、胴体を中心に量感を伴う部材については内割りを施すのが常であります。しかしながら堀兼神社の二神像の場合、各部材が丸太を削り出したもので構成され、尚且つ一番大きな胴体でさえ内割りは全く施されていませんでした。唯一、内割りのある部材は頭部の面側のみであり、それも玉眼を嵌め込むための造作でした。この構造には正直驚かされました。

木彫像が内割りを施す理由は大きく二つあります。一つは持ち運びを容易にする事です。仏像、神像が火事により焼失する事を防げますし、軽くする事で取り回しが容易になり、移動や、修復の際にも便利です。二つ目は木の収縮効果を緩慢にする事です。木材は伐採し製材した後も呼吸し続けます。完全に乾燥した材でも湿気で膨らみますし、捻れたりもします。また丸太の状態であれば必ず何処かに割れが生じます。そして木地が動けばその上に施した下地や彩色にも影響を与えることになるのです。こういった木の制御しきれ

ない特性を如何に小さく止どめるかが今回の修復の肝だったと思います（詳しくは修復工程を参照）。

今回、二神像の全解体という工程を設ける事で、御像の構造を完全に把握することができました。それにより御像の持つ特性が明確になったことで、今後の課題も見え易くなったと思います。二神像を後世に継承していく、これは容易な事ではありません。しかし貴重な文化財を守り伝えていくのは現代を生きる私達の責務であると信じています。今回の修復記録が後世の一助になれば、これ以上に嬉しいことはありません。

最後に、二神像修復事業に際し小塚工房にお声がけ頂いた狭山市文化財担当前任の石塚主任。親切にサポートしていただいた後任の三ツ木主査、文化財修復に関してご指導を賜りました狭山市文化財保護審議委員の林委員、岩本委員、総代として大変なお役目を果たして下さった室岡氏、携わっていただいた全ての皆様に改めてお礼を申し上げます。

別表 使用した消耗品等一覧

修復に使用した部材や溶剤

消耗品	品名	用途	備考
酢酸ビニル液	コニシボンド木工用	部材の圧着	
木ねじ	ステンレスコースレッド	部材接合の補強	
アクリル系樹脂	パラロイド B72	木質強化	
漆		欠け・割れ・穴の充填	
布	寒冷紗	欠け・割れ・穴の充填	
水晶		玉眼	

彩色に使用した溶剤

消耗品	品名	用途	備考
膠	粉末膠	胡粉に用いる接着剤	
顔料	胡粉	彩色下地	二神像・台座
膠	播州粒膠	水干絵具に用いる接着剤	
顔料	ナカガワ水干絵具	彩色	二神像・台座
アクリル絵具	リキテックス	金彩色	二神像・台座
合成樹脂塗料	カシュー	彩色	二神像・台座
油性合成塗料	下地 2 号	カシュー下地	二神像・台座

図 版



1
修復後 左大臣（正面）



2
修復後 左大臣（背面）



3
修復後 矢大臣（正面）



4
修復後 矢大臣（背面）



6 修復前（背面）

背面の彩色層の剥離は左大臣が顕著にみられた。



5 修復前（全面）

左大臣、矢大臣ともに彩色層の剥離がみられた。
また、左大臣の弓の弦が消失していた。



8 彩色除去



現存している彩色層を剥離部の隙間にヘラを差し込みながら除去した。固着している彩色層は湿らせた和紙をあてふやかしながら除去した。



7 埃落とし

表面に付着している埃を刷毛や筆などで除去した。



10 彩色除去後矢大臣（顔）



9 彩色除去後左大臣（顔）



左大臣（顔）の左側面に焦げ跡が見つかる。所々に虫食いの痕が見つかる。また、左目玉眼の割れ、右目の瞼に以前の修復痕を見つけた。



11 左大臣（顔） 破損状況



13 両大臣の接合釘の除去



両大臣の接合部に和釘、洋釘、鉄鋸で継がれていたのので、解体するため全て除去した。



12 矢大臣（顔）破損状況

矢大臣（顔）の左側面に焦げ跡が見つかり、所々に虫食いの痕が見つかった。



15 矢大臣解体状況

部材のひび割れや虫食いの痕が所々で見つかった。



14 左大臣解体状況

部材のひび割れや虫食いの痕が所々で見つかった。



芯持ちの丸太材を寄せて作られているため、大小含め無数のひび割れが多数見つかった。





虫食いの穴が多数見つかる。
ただし、虫自体は特に見つからなかった。



左大臣の後裾の裏面下部に漆、上部に墨のようなものを試し塗りした形跡を見つけた。



一部の部材に樹液の染み出しあり、
木地内部より彩色層を突き抜け浸出していた。



矢大臣の玉眼が両目とも割れていた。
なお、玉眼はガラス製だった。



両像の塗替履歴が記載されていた。

19 左大臣台座裏側の墨書き



現存している彩色層を剥離部の隙間にヘラを差し込みながら除去した。

18 台座の彩色除去



細かい虫食い穴やひび割れにはアクリル樹脂（パラロイド B72）を注入し、材質を強化した。



大きな目の欠け、割れ、釘穴、虫食い穴等を檜材で補完した。

20 各部材の修復状況



細やかな欠け、ひび割れ等を木屎漆（生漆と小麦粉と木粉を混ぜたもの）で充填した。





胴体は左右二分割の構造で、谷間を埋める部材が補完され、その上から押さえる帯の部材がされていた。



元々の組み立ては平ホゾと釘、鉄鋸のみで接合されていた。



手首や老懸、矢筒などの後付けの部材には竹製のダボを仕込んだ。



膝先の部分は釘と鉄鋸のみでの接合で強度が不十分だったため、新たに平ホゾを仕込んだ。



2
3
修復後（矢大臣）



2
2
修復後（左大臣）

像の割れがひどい場所には接木をし、比較的割れが浅い場所は木屎漆を充填した。また、虫食いにはアクリル樹脂（パラロイド B72）を注入し強化した。
この時点で、間違って設置されていた矢大臣、左大臣の頭を挿げ替えた。



2
4
追加作業等

本像は現在では避けられる芯持ちの部材を組み合わせて制作されており、また内割りのない一木造りであった。そのため彩色層に影響が出やすい事などを鑑みて当初の修繕仕様 他、頭部含め全身を解体、木材を傷める鉄釘などの除去、部材の接合に使用するダボの新調、各部材の組み立て、パラロイド b72 を使用した木質強化、玉眼の交換、糊漆で布張りを施すなどの追加作業を行った。そのため当初予定していた修復期間が7ヶ月程度延びた。

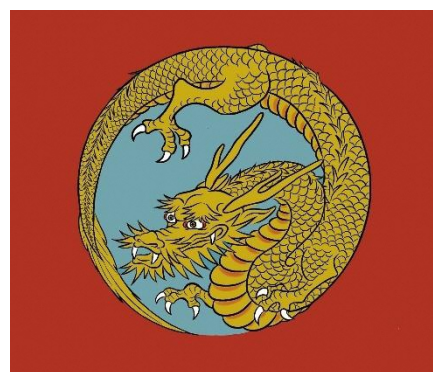


彩色の下地は木地にドーサを塗った後に胡粉に膠を混ぜた胡粉下地を施した。胡粉を制作する際に胡粉に含まれる膠の濃度にばらつきがでないようその都度計量し制作した。胡粉塗りは塗厚による割れを防ぐため、薄く溶いたものを5～6回重ねて塗布した。その際、膠の濃度は表層に近づくにつれ徐々に薄くなるよう調整した。胡粉塗布後は空研ぎのペーパーで表面を整えた。

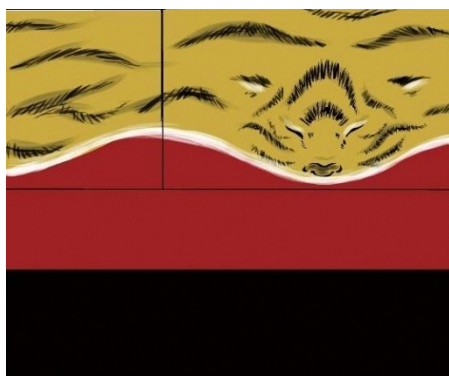


左大臣の鳳凰と唐草紋について、修復前（写真上）は簡素に描かれていたが、修復後（写真下）は緻密な図案に書き換えた。

矢大臣（青龍と雲紋）



矢大臣の青龍と雲紋について、修復前（写真上）は簡素に描かれていたが、修復後（写真下）は緻密な図案に書き換えた。



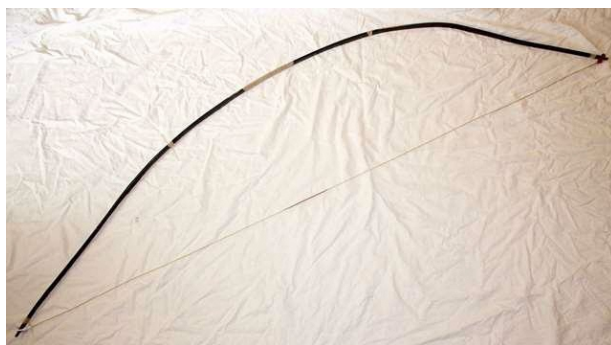
台座（虎皮）

台座は虎皮を敷いている表現がされていたが、修復前（写真右）が簡素な表現だったため、修復後（写真左）は緻密な図案に書き換えた。



剣柄彩色

古い彩色層を除去した後、前修復の仕様と同様にカシューとアクリル絵の具で塗り直しを行った。



弓の修復

弓の弦が切れていたため、ケブラー製の千本弦を新しい弦として修復した。



平緒の彩色

文様が本体同様簡略化されていたものだったため精密な図案に変更した。



筭の新調

筭の修復は文化財保護審議委員からの助言に伴い、過去の作例などを参考にして新調した。



矢の修復

矢は羽根部分を彩色、軸はカシュー塗りを施した。
矢を収める際、脱落を防ぐため矢筒にホゾ穴を開け竹釘で固定した。



絵具制作

水干絵具を膠で溶き製作した。
調色する際は混色の比率を g 単位で計量し記録した。



雲文様彩色

文様が簡略化されていたものだったため、精密な図案に変更した。



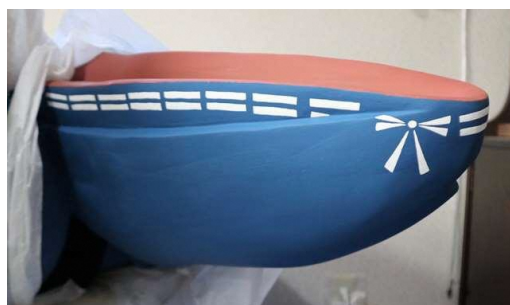
矢大臣袴の彩色

黒金の市松文様に白色で文様を施されていたが、左大臣に合わせ白金の市松文様に黒色で文様を彩色した。



開眼

左大臣・矢大臣ともに黒単色の太い線描きで彩色されていたが、より細かく複数の色を加え彩色した。



袖の彩色

文化財保護審議委員の助言に伴い袖の糸結びの彩色を新たに付け加えた。



29 文様等の比較 (修復前)





30 文様等の比較（修復後）





3
1 仕上げ

文化財保護審議委員による完成直前の視察
納品前の 8 月末に文化財保護審議委員 2 名により小塚工房へ視察を行い、状況の確認を行った

堀兼神社への再安置
令和 6 年 9 月 28 日に堀兼神社隨身門に二神像が再安置され、修復作業が終了する。



3
2 納品・再安置

狭山市指定文化財
堀兼神社隨身門および二神像修復事業報告書

令和 6 年 9 月 3 0 日 発行

発行 埼玉県狭山市教育委員会
埼玉県狭山市入間川 1 丁目 23 番地 5 号
電話 04-2946-8594